

相模原市立
宮上小学校いじめ防止基本方針

宮上小学校

令和7年4月1日

令和7年度 相模原市立宮上小学校

いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

子どもたちの自立に向けた教育活動の展開
～それぞれの自立 さまざまな自立～

- 主体的に考え、学び合い、課題に向き合える子
- 互いに認め合い、尊重し合える子
- 地域を愛し、地域を生かしていく子

誰もが安心して過ごせるあたたかな居場所＝「宮上小学校」

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 安全見守りボランティア
- ・ 公民館 児童館
- ・ 健全育成協議会
- ・ 学校運営協議会委員
- ・ 個人面談
- ・ 教育相談
- ・ 担任との連絡帳
- ・ 担任との電話連絡
- ・ 学校だより
- ・ 学年だより
- ・ 学級だより
- ・ 学校ホームページ 等

【校内組織】

【宮上小学校いじめ防止対策委員会】 (日常はサポート部)

- | | |
|------|--------------|
| 委員長 | 校長 |
| 副委員長 | 副校長 |
| 委員 | 教務主任 |
| | 総括教諭 |
| | 児童指導主任 |
| | 児童支援専任 |
| | 養護教諭 |
| | 支援教育コーディネーター |
| | スクールカウンセラー |
| | 各学年主任 |

【関係機関との連携】

- ・ 教育委員会学校教育課
- ・ 教育委員会教育相談課
- ・ 教育カウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 各警察署、県警少年相談保護センター
- ・ 青少年相談員
- ・ 児童相談所
- ・ 緑子育て支援センター
- ・ 主任児童相談員
- ・ ケース会議 (随時)
- ・ スクールロイヤー

【いじめの未然防止】 ～いじめを生まない土壌づくり～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(相模原市いじめ防止基本方針より)

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、日常的に児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援を行う。

(1) いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な心情を育てる。

- ・ 道徳の授業を大切にする。
- ・ 朝会で校長による全校講話で扱う。
- ・ 学級活動を通してタイムリーに扱う。
- ・ 教育活動全般のどの場面においても、同じ視点で扱う。

- (2) 児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。
- ・異学年交流（フレンドタイム）
 - ・あいさつ運動（生活委員会）
 - ・多様な他者に対する理解授業（ゲストティーチャー含む）
- (3) 他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。
- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。
 - ・道徳教育の充実を図り、友だちの良さを認め合う態度を育てる。
- (4) いじめに係る教職員間の共通理解や児童、保護者への周知徹底を図る。
- ・校内研修 ・職員会議 ・懇談会 ・学級活動
 - ・打ち合わせでの情報共有 ・朝会 ・学年集会
- (5) 児童会活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

【いじめの早期発見】～小さな変化も見逃さない、敏感な気づき～

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように、アンテナを高く保つ。様々な方法を用いて、子どもたちを全職員目で捉え、積極的な姿勢で児童指導を行っていくことを基本とする。

○日々の観察

教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、子どもの様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見を図る。

- ① 一人ひとりをいかした充実した授業。
- ② 休み時間や放課後の生活の中から。
- ③ 個人ノート・生活ノート・日記等から。
- ④ 児童支援専任、支援教育コーディネーターによる教室巡回。

気になる内容については、個人面談・教育相談等を行い迅速に対応する。

○いじめ実態調査アンケート

アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて、学期に1回実施し、児童が何でも相談しやすい環境を整える。また、調査結果をその後の教育活動にいかしていく。

○在籍する児童及びその保護者、教職員がいつでもいじめに関する相談ができる体制を整備する。

- ① 相談窓口の周知
スクールカウンセラ ―：毎週木曜日来校
(直通) 042-779-4583
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
- ② 保健室だより、相談室だよりの発行
- ③ スクールカウンセラーによる校内巡視
- ④ 個人面談、教育相談

【いじめへの対処】～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめを発見・認知した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

○正確な実態把握

当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

関係教職員と情報を共有し事実について正確に把握する。

いじめの全体像を把握するように心がける。

○指導体制、方針決定（いじめ防止対策委員会の開催）

教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整え、対応する。

教職員の役割分担を明確にして組織的に対応する。

教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

○子どもへの指導・支援

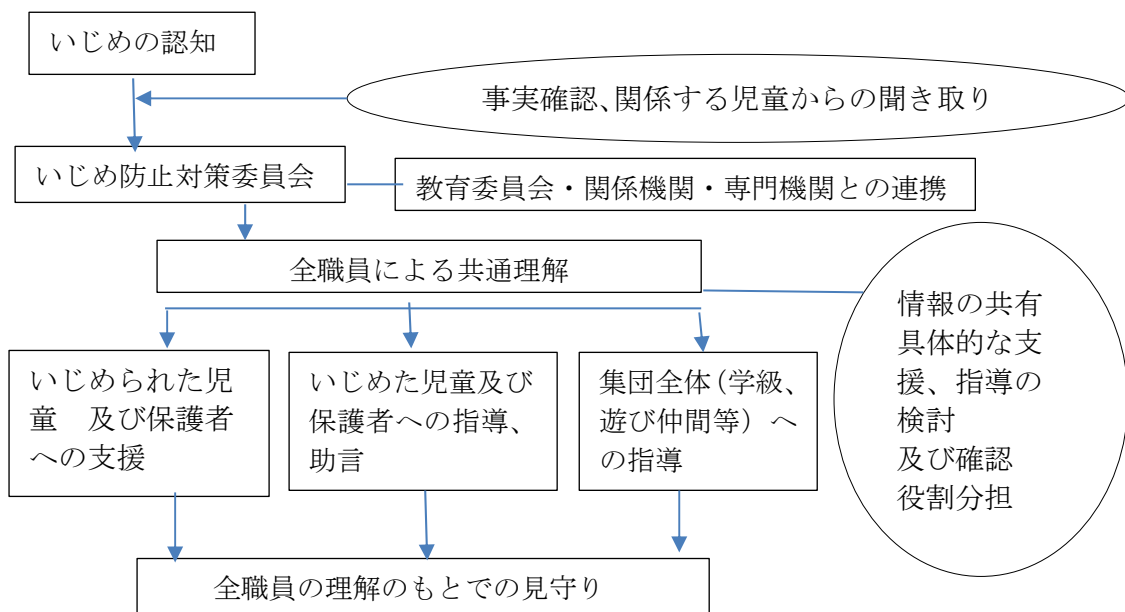
いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。

教育的配慮を十分に行った上で、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行う。

保護者との連携を密に行い、学校と家庭が協力して子どもへの対応を進める。

また、再発防止にむけて、継続的な支援や見守りを行っていく。

（対応経路）



【重大事態への対処】～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携して調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け事実関係を明確にするために在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して個人情報に配慮した上で適切に報告する。

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。